平成２２年（フ）第８５６１号
大阪府高槻市大冠町１丁目８番１号
債務者　上西　直樹
1　決定年月日時　平成22年12月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月４日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第８８７３号
大阪府東大阪市森河内西１丁目４番12号
債務者　井関　博勝
1　決定年月日時　平成22年12月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月４日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第８９２６号
大阪市福島区海老江７丁目17番14―402号
債務者　濱里　利惠
1　決定年月日時　平成22年12月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月４日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第８９５４号
大阪府寝屋川市萱島桜園町７番２号
債務者　野本　政志
1　決定年月日時　平成22年12月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月４日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第８９６３号
大阪市西淀川区野里１丁目23番23―306号
債務者　橋本　忠尚
1　決定年月日時　平成22年12月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月４日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第８９８０号
大阪府八尾市太田３丁目217番地の７　ベルドミール205
債務者　月森あきえこと上原あきえこと　韓　晟映
1　決定年月日時　平成22年12月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月４日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第９０７６号
大阪府守口市梶町４丁目23番15号
債務者　吉岡邦子こと　吉岡久美子（旧姓金）
1　決定年月日時　平成22年12月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月４日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第９０８８号
大阪府大東市北条１丁目10番57号　メゾンＦａｎｄＥ303号
債務者　家次　政子
1　決定年月日時　平成22年12月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月４日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第９０９４号
大阪市大正区千島３丁目６番17―707号
債務者　高戸　陽介
1　決定年月日時　平成22年12月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月４日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第９１１２号
大阪市生野区中川東２丁目20番18号　Ｊコート403
債務者　遠藤　彩子
1　決定年月日時　平成22年12月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月４日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第９１４１号
大阪府吹田市山田市場３番７号
債務者　阪野　英夫
1　決定年月日時　平成22年12月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月４日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第９１４２号
大阪市東淀川区小松２丁目１番７号　平成第２ハイツ301号
債務者　中原　浩之
1　決定年月日時　平成22年12月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月４日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第９１４４号
大阪府八尾市都塚１丁目20番地
債務者　荒木田菊次郎
1　決定年月日時　平成22年12月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月４日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第９１４８号
大阪市西成区松３丁目10番５号
債務者　中原　陸臣
1　決定年月日時　平成22年12月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月４日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第９１４９号
大阪市西成区松３丁目10番５号
債務者　中原　月子
1　決定年月日時　平成22年12月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月４日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第９１５０号
大阪市生野区林寺４丁目４番27号
債務者　下村　一義
1　決定年月日時　平成22年12月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月４日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第９１５６号
大阪府八尾市恩智北町１丁目20番地　パティオ恩智201号
債務者　石川　泰規
1　決定年月日時　平成22年12月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月４日まで
大阪地方裁判所第６民事部